

福島町議会基本条例に関する諮問会議 【第2回】

- ◆ 日 時 平成22年7月6日（火） 午後 時
- ◆ 場 所 福島町議会議員控室（3階）

福島町議会事務局

次 第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 前回会議の確認
- 4 協議事項
 - (1) 議員定数につて
 - (2) 議員歳費について
 - (3) その他
- 5 次回の進め方等
- 6 その他
- 7 閉 会

1. 前回会議（6/16）の確認

具体的な協議は行わず、次の内容が確認された。神原委員の議会改革のポイントや自律自治体の考え方等に関する講話を聴き、諮問事項の協議を行うための参考となった。

- ① 議長からの諮問事項を確認した
- ② 会長を互選した（常磐井 武典）
- ③ 本年度の協議内容を確認した
- ④ 今後のスケジュールを確認した
- ⑤ 基本となる検討資料を確認した
- ⑥ 神原委員の講和を聴く
- ⑦ 今後の進め方を確認した

2. 協議事項

（1）議員定数について

① 会議資料 N01 の確認

ア．議員定数の変遷と全道及び管内の議員数の確認・・・P 6

イ．議員定数の根拠と基本的な考え方の確認・・・P 7～P 8

ウ．議員の議会活動状日数の確認・・・P 1～P 5

② 議会活動日数の整理（表に現れない議員活動）

適正な議員定数と歳費を決める際には、「議員の議会活動日数」が深く関係してきます。このため、議員の活動日数をきちんと整理して住民に説明することが必要です。資料 N01 の P5 に示している活動日数は、本会議や全員協議会等の会議、各種行事の出席と出張の活動日数です。

会議資料 N01 の P1 でも述べているように、表に現れない日常の議員活動があることから、それぞれの内容を議会活動に含めるべきか、含めるとすれば一人ひとりの議員の活動内容は違うため、福島町議会の標準となる活動日数について検討していただきます。

☞ 表 1 及び表 2 を参考に検討

○表1 表に現れない議員活動の内容等

項目	内容	活動日数の基本的な考え方 (※目安として)	判断	標準とすべき活動日数
1. 本会議に付随する活動	(1)一般質問の付随活動 ①質問準備のための調査研究 ②質問準備のための現地調査 ③質問原稿作成 ④質問書の通告(議長への提出) ⑤事前回答書の確認	◆質問は1年間に4回 ・H20 延べ16人(実5人) 30項目 平均1.9 ・H21 延べ15人(実4人) 26項目 平均1.7 ○1会議2件の質問があるものとし、左記①～⑤に要する日数は4日程度。 ○4日×4回=16日		
	(2)議案の調査 ①議案の精読 ②議案の調査 ③質疑、討論の準備	◆H21の会議数 ・定例に再開4回 ・定例に再開以外6回 ○定例に再開する9月は決算審査、3月は当初予算があるため資料は非常に多い ○3月と9月の会議は左記①～③に要する日数はそれぞれ5日とし、後の2回はそれぞれ3日。定例以外の会議は1日程度。 ○(5日×2回)+(3日×2回)+(1日×6回)=22日		
2. 常任委員会等に付随する活動	①資料の精読 ②資料の調査 ③質疑、討議の準備	◆H21の会議数 ・全51回の2分の1、26回 ○左記①～③の会議に要する日数は1日程度。 ○1日×26回=26日		
3. 政務調査の活動	①調査項目の準備 ②調査計画の準備 ③現地調査の実施(視察) ④報告書の整理	◆H21の政務調査 ・平均2回の視察調査 ○1回の視察は2回程度 ○左記①～④の調査に要する日数は1回につき4日程度。 ○4日×2回=8日		
4. 住民接触	①住民との懇談	◆基準(基礎)となるものはない ○S53に全国町村議会議長会が示した日数は、月2日程度とみて年間24日を標準とした。 ○左記①に要する日数を全国と同様の24日		
※ 議長用務	①議会事務局への指示 ②各種決済	◆H21の出席日数 ・年間200日 ○左記①～②に要する1日当たりの時間は2時間程度。 ○200日×2時間÷8時間=50日		

ア. 表に現れない議員活動日数を加えた日数（試算イメージ）

会議資料 N01 の P5「議員活動日数について（平成 21 年度実績）」に
上記表 1 の活動日数を単純に加えた活動日数は、次のとおりです。

表 2 議員活動日数（試算イメージ）

区 分	(A) 会議資料 N01 P5 の活動日数	(A)+表 1 を加えた活動日数
議 長	全議員 31 日+委員等 51 日+その 他活動 41 日+出張 40 日= <u>163 日</u>	全議員 31 日+委員等 51 日+その他活動 41 日+出張 40 日+（本会議に付随する 活動 22 日+常任委員会に付属する活動 26 日+政務調査の活動 8 日+住民接触 24 日+議長用務 50 日）= <u>293 日</u>
副議長	全議員 31 日+委員等 39 日+その 他活動 25 日+出張 9 日= <u>104 日</u>	全議員 31 日+委員等 39 日+その他活動 25 日+出張 9 日+（本会議に付随する 活動 38 日+常任委員会に付属する活動 26 日+政務調査の活動 8 日+住民接触 24 日）= <u>200 日</u>
議 員	全議員 31 日+委員等 26 日+その 他活動 11 日= <u>68 日</u>	全議員 31 日+委員等 26 日+その他活動 11 日+（本会議に付随する活動 38 日+ 常任委員会に付属する活動 26 日+政務 調査の活動 8 日+住民接触 24 日） = <u>164 日</u>

③ 地方自治法の上限議員定数と議員一人当たりの町民数

（単位：人）

区 分	人口（推計）	上限議員定数	条例定数	議員一人当たり 町 民 数
H22. 4. 1	5, 303	18	12	441
H23. 4. 1	5, 091			424
H24. 4. 1	4, 943	14		
H25. 4. 1	4, 828			
H26. 4. 1	4, 641			

【説明】

H23. 4. 1 以降の人口は、「まちづくり行財政推進プラン」の推計であること。上限議員定数は会議資料 N01 の P7 に記載の地方自治法第 91 条に規定された人口区分による定数である。また、会議資料 N01 の P6 に記載の「議員一人当たりの町民数」は、最も多いのは S62 年で 517 人、最も少ないのは H11 年の 437 人、平均では 468 人となっている。全道 C ランク平均は人口 6, 571 人、定数 12. 3 人で 534 人である。

議員の活動日数（状況）の確認と併せて、定数を検討する時の最も大きな要素が「人口」です。上記の説明を参考に、議員定数を定める要素の一つと
である「議員一人当たりの町民数」の福島町議会の標準とすべき人数を検討
していただきます。

標準とすべき人数

人

☞ 目安として

④ 常任委員会の整理

○表3 渡島管内の常任委員会の設置状況

人口段階区分	町名	常任委員会			議員定数
B	鹿部町	総務経済(5)	民生文狭(5)		10人
C	福島町	総務教育(6)	経済福祉(6)	広報広聴12人	12人
	知内町	総務文教(6)	経済民生(6)		12人
	木古内町	総務経済(12)			12人
	長万部町	総務(7)	産業建設(5)		12人
D	松前町	総務経済(7)	厚生文教(7)		14人
	森町	総務財政(8)	民生文教(7)	産業建設(7)	22人
E	七飯町	総務財政(6)	民生文教(6)	経済産業(6)	18人
	八雲町	総務(9)	文教厚生(9)	産業建設(8)	26人

【説明】

会議資料N01のP7の「(2) 議員定数の基本的な考え方」の中で常任委員会活動の重要性を述べています。当町議会は、地方自治法第109条に基づき「会議条例」で上記3つの常任委員会を設置している。

第109条 普通地方公共団体の議会は、条例で常任委員会を置くことができる。

② 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとし、常任委員は、会期の始めに議会において選任し、条例に特別の定めがある場合を除くほか、議員の任期中在任する。

③ 前項の規定にかかわらず、閉会中においては、議長が、条例で定めるところにより、常任委員を選任することができる。

④ 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。

⑤ 常任委員会は、予算その他重要な議案、陳情等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

⑥ 常任委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

⑦ 常任委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。

⑧ 前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。

⑨ 常任委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。

渡島管内は全ての議会で常任委員会を設置（全道全ての議会が設置）している。設置数は、議員定数18人以上の議会は3つ、14人以下の議会では木古内町を除き2つとなっている。一つの委員会定数は最小で5人、最大9人（福島町の広報広聴12人を除き）となっている。全道Cランク平均は9.6人である。

議会活動の中心的な役割を担う常任委員会の数と定数について、議員定数をイメージしながら検討していただきます。

委員会数 _____	1 委員会の定数 _____ 人
------------	------------------

☞ 目安として

(2) 議員歳費について

① 会議資料 N01 の確認

ア. 議員歳費の変遷等の確認…P 9～P 13

イ. 歳費を決めるための方法等の確認…P 14～P 16

② 歳費の考え方

一般的に歳費とは、憲法第49条に基づき「国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律」によって規定された国会の衆参両議員の議長、副議長及び議員の給与のことをいい、いわゆる生活給の性格をもっています。当町議会は会期を1年間とする「通年議会」の採用に併せて、平成21年4月1日から支給の根拠となっていた従来の「議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」を「議会議員の歳費及び費用弁償に関する条例」とし、それまで条文にあった報酬の文言を全て歳費に改正しました。

非常勤職員に対する報酬とは、一定の役務の対価として与えられる反対給付をいうとされている。常勤職員に対する給料と異なり、いわゆる生活給の意味はなく、純粋に勤務に対する反対給付、いわゆる労働を提供した日数又は時間に対する給付としての性格のみをみっているとされています。

議員報酬についても、「報酬」という「一定の役務の対価として与えられる反対給付」であることに変わりはないものであり、いわゆる生活給ではないとされています。しかし、ほとんどの自治体では議員報酬は、月額で支給しています。これは、地方議会の制度が始まって以来、歳費（給与）的な考え方で支給されてきたこと、また国会議員との均衡を考慮したものであるとされています。さらには、平成20年度の地方自治法の一部改正において、議員報酬の支給に関し、非常勤の職員に対する報酬の支給規定のように「報酬は、その勤務日数に応じて支給する（第203条の2第2項）」という支給方法の原則規定を設けていないことも「歳費」とした1つの要因です。

第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

② 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

③ 第一項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

④ 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

③ 適正な歳費を決めるための手法の整理

会議資料 N01 の P 14 に示してある、3 つの算定方法を比較し、福島町議会議員歳費の標準額（率）を決めるための手法を検討していただきます。また、3 つの手法以外で他の手法（考え方）があれば併せて議論していただきます。集約された手法に基づいた歳費額（議員一人当たりと全体額）を、次回に試算額として示します。

☞ 目安として

手 法	判 断
A. 全国町村議会議長会検討案方式	
B. 類似団体等比較方式	
C. 町職員平均給与比較方式	

(3) その他

会議資料 N01 の P11 に「議会費（平成 21 年度当初予算）」として、一般会計当初予算に対する議会費全体の割合を示しています。しかし、当初予算はその年の投資的事業費の多い少ないで構成比も変動します。このため、より正確に町の財政に占める割合を確認するため、国の交付税の算定基準である標準財政規模（通常の行政運営を行うための一般財源の総額）による、全議員の人件費と三役（町長、副町長、教育長）の人件費の構成割合は次のとおりである。

区分	H22 年度 当初予算人件費（千円）					H21 年度 標準財政規模 （千円）	構成比 （%）
	歳費	給料	手当等	共済費	計		
全議員	20,316		7,594	3,269	31,179	2,414,618	1.29
三 役		21,000	8,682	12,829	42,511		1.76

3. 今後の進め方

集約された歳費の決定手法により、議員定数 8 人から 12 人までの人件費試算額参考にしながら、本日の会議で検討された内容を再度確認していただき、標準とすべき議員定数と歳費額を決定していただきます。

※ 次回開催日 月 日（ ） 時より